

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金（中小小売商業高度化事業）
補助事業等の目標	中心市街地の商業活性化
補助事業等の対象者	諏訪 TMO、振興組合及び市長が特に認めた団体
補助対象経費	中心市街地の商業を活性化するために実施された、中小小売商業高度化事業計画に基づく事業に要した経費。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で、事業主体の負担する経費の 2 分の 1 以内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 商業振興対策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた申請書に次掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 中小小売商業高度化事業計画書 (2) 予算書
提出書類	・ 中小小売商業高度化事業計画書 ・ 予算書 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日 施行）